

平成 20 年 5 月 16 日

各 位

会社名 愛知製鋼株式会社
代表者名 取締役社長 森田 章義
コード番号 5482
上場取引所 東証、名証 第1部
お問い合わせ先 参与総務部長 村上 一郎
(TEL: 052-603-9215)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社の取締役、参与および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについての承認を求める議案を、下記のとおり平成 20 年 6 月 20 日開催予定の当社第 104 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、取締役に対する割当てにつきましては、取締役への報酬等として会社法第 361 条に定める事項も併せて、承認を求めるものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役、参与および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、次の要領により、ストックオプションとして金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、参与および従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 500,000 株を上限とする。(うち取締役に対する割当分 210,000 株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（または株式併合）の比率

(3) 新株予約権の総数

500 個を上限とする。(うち取締役に対する割当分 210 個)

(新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は 1,000 株。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

今回の株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）に、(3)に定める新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により、株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年8月1日から平成27年7月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができる。
- ②新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、参与または従業員の状態にあることを要する。ただし、任期满了または辞任による退任および定年退職または転籍の場合は、退任または退職後1年間は新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。

④その他の条件は、今回の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会において承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 取締役会への委任

上記に定めるもののほか、新株予約権に関する事項は、取締役会決議において定めるものとする。

3. 取締役の報酬等としての説明

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、取締役に対する割当てにつきましては、取締役への報酬等として総数210個を上限として割り当てるものといたします。

取締役への報酬等の算定方法につきましては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日において在任する当社の取締役(15名以内)に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価および行使価額等を用いてブラックショールズモデルにより算定した公正な評価単価に基づくものといたします。

以上

(注) 上記の新株予約権の発行については、平成20年6月20日開催予定の当社第104回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

なお、新株予約権の具体的な発行および割当の内容につきましては、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。